

松 山 大 学 論 集
第 20 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 0 9 年 2 月 発 行

台湾における企業法制度の軌跡と特色

著：王 志 誠
訳：王 原生・水野 貴浩

台湾における企業法制度の軌跡と特色

著：王 志 誠*
訳：王 原生・水野 貴浩

- I はじめに
- II 台湾における企業数・株式所有構造およびその特色
- III 台湾における企業法制度の体系および内容
 - 1. 企業基本法
 - (1) 会社法
 - (2) 商業登記法
 - 2. 金融市場法
 - (1) 立法の現状
 - (2) 金融監督管理の一元化——行政院金融監督管理委員会
 - (3) 金融法規の一元化——金融サービス法草案
 - (4) 金融市場法の立法原則
 - 3. 企業再編法
 - (1) 企業再編法
 - (2) 金融機構合併法
 - 4. 経済法・消費者保護法
 - (1) 独占禁止法と公営事業民営化条例
 - (2) 消費者保護法
 - 5. 企業発展法
 - (1) 投資奨励条例の時期
 - (2) 産業進級促進条例の時期
 - (3) 中小企業発展条例
 - 6. 外資法
 - (1) 外国人投資条例
 - (2) 華僑帰国投資条例

*台湾国立中正大学財経法律学院教授。台湾証券取引所新興市場上場審査委員，台湾中央預金保險会社諮問委員，台湾試験院試験委員。

(3) 華僑および外国人投資条例 (草案)

7. 大陸投資法

(1) 台湾地区と大陸地区の人民関係条例

(2) 大陸地区における投資または技術合作に関する審査原則

(3) 大陸地区における投資または技術合作の許可規則

IV 台湾企業法制度の展望

1. 融資会社法草案

2. 有限責任事業組合法草案

I はじめに

企業法制度の規制対象としては、企業組織と企業活動とに大別することができる。台湾における企業法制度の100年間は、その発展軌跡からみれば、おおむね3段階に分けることができる。

第1段階は、1895年から1945年までの「日本統治時期」である。これは台湾が日本の植民地だった時期であるが、その企業法制度は前期と後期に分けることができる。前期は「一国二制度」の時代である。1つの日本でありながら、植民地である台湾と日本本土と2つの法制度が設けられていた。後期は、「内地延長主義」の影響で、日本本土の法律が台湾に直接適用された時代である¹⁾。例えば、明治29(1896)年3月30日、日本は「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を公布し、日本の法律の全部または一部が台湾で施行されることになった。また、明治39(1906)年の法律第31号は、台湾総督の律令は台湾で施行されている日本国の法律に反してはならないとする旨の規定を設けた。さらに、大正11(1922)年の法律第3号は、商法、商法施行法、破産法、和議法等の日本の企業法制度を台湾で直接施行することを命じた。

第2段階は、台湾が中国に返還された1945年から戒嚴令が解除される1987年までの「非常時期」である。この時期においては、国民政府が1929年以来

1) 王泰升「日治時期台湾特別法域之形成與內涵—台・日的「一国兩制」」台湾法学会編『台湾法制一百年論文集』169頁(1996年11月)。

中国大陸を支配している際に制定した会社法、手形法・小切手法、海商法、保険法、銀行法、商業登記法等重要な企業法制度が台湾に踏襲された。しかし、中国の国内戦争のため、国民政府は1942年3月29日に「国家総動員法」を、1948年5月10日には「動員戡乱臨時條款」を公布し、戒厳および非常経済体制の非常時期に入る。この非常時期においては、国家独占資本主義が企業立法の指導原則となった。国民政府は1949年に台湾に移ったが、台湾の企業法制度については大きな発展がなかった。それでも、外資を誘致するため、外国人投資条例（1954年7月14日）、華僑帰国投資条例（1955年11月19日）および技術合作条例（1962年8月9日）が制定された。また、公営事業の民営化という課題に取り組んで公営事業民営化条例も制定された（1953年1月26日）。

第3段階は、戒厳令が解除された1987年から現在に至るまでの「自由化時期」である。1987年に台湾は戒厳時期が終わり、経済統制の解除もなされた。経済のグローバル化および自由化という主流的な考えを受けて、台湾は経済の発展を最優先させるという目標のもとで、自由化および規制緩和の政策に転換した。特に、新自由主義の影響を受けて公営事業の民営化が加速され、経済発展促進の観点から、企業法制度に関する法改正および新規立法が活発になっている。例えば、会社法、手形法・小切手法、海商法、保険法、銀行法および商業登記法が改正された。また、新しい立法としては、種々の金融法規、企業再編法、金融機構再編法、独占禁止法、消費者保護法、証券投資者および先物取引者保護法、産業進級促進条例および中小企業発展条例等が制定された。台湾の企業法制度の体系はこうして樹立された。

本稿は、台湾における現行の企業法制度を、企業基本法、金融市場法、企業再編法、経済法・消費者保護法、企業発展法、外資法および大陸投資法の7類型に大別して、その制度の現状と発展の軌跡を紹介するものである²⁾

Ⅱ 台湾における企業数・株式所有構造およびその特色

2009年1月23日現在、台湾における企業の数、1,322,626社である。そのうち、会社が576,849社、商号企業³⁾が745,777社である。会社のうち、株式会社が約16万社、有限会社が約41万社、合名会社が約30社、合資会社が約10社である。なお、第I部上場会社が718社、新興市場の上場会社が539社、上場申告中の会社が233社である。

台湾学術界の実証研究により、次のことが指摘されている⁴⁾。すなわち、台湾の上場会社の約76%が家族支配の会社で、約66%の取締役会が家族支配となっている。家族が支配している上場会社においては、取締役会の規模が大きいかいほど、会社の経営業績に対するマイナス影響が大きい。取締役会長が執行役を兼任している場合も同じことが言える。逆に、非家族支配の上場会社においては、取締役および監査役が自社株を保有することが会社の経営業績に対してプラスの影響を与えている。また、独立取締役および社外監査役の設置により、会社業績を高めるのは確かなことである。

「会社役員が自社株を持つ比率が高いほど、投資者のリスクが低くなる」というのが、台湾証券取引法の一貫した立法政策である⁵⁾。例えば、株の所有と会社の支配を一致させるため、証券取引法第26条第1項は、取締役および監査役の自社株の所有率の最低基準を規定し⁶⁾、また、これを確保するために行政罰

2) 以下、台湾の法令を引用する際には、日本の法律と混同される恐れがある場合を除き、「台湾」を冠しないこととする(訳者注)。

3) 商号企業とは、会社の組織形態ではなく、商業登記法に基づき設立される個人企業や組合企業など、法人格を持っていない企業のことをいう(訳者注)。

4) 廖秀梅・李建然・呉祥華「董事会結構特性與公司績效關係之研究—兼論台湾家族企業因素的影響」東吳經濟商學學報第54期117-160頁(2006年9月)。

5) 賴英照「董監事股票愈多，投資人風險愈小？」金融風險管理季刊第1巻第1期87頁(2005年3月)。

6) 証券取引法第26条「(第1項)本法に基づき有価証券を公開募集および発行する会社においては、すべての取締役および監査役が所持する記名株の総額のそれぞれは、会社が発行済みの株式総数の一定の比率に達さなければならない。(第2項)前項の取締役および監査役の持株比率に関する調査実施規則は、主務官庁の命令で定める。」

則も設けている。ただし、独立取締役が2人以上いる公開会社については、独立取締役以外のすべての取締役および監査役の持株比率を前記の基準の8割まで引き下げることができる。証券取引法に基づき監査委員会を設置した公開会社では、監査役の持株比率に関する規定が適用されない。また、金融持株会社、銀行、保険会社以外の公開会社については、取締役の過半数以上が独立取締役であり、かつ、監査委員会が設置された場合には、前記の取締役および監査役の持株比率に関する規定が適用されない⁷⁾。

Ⅲ 台湾における企業法制度の体系および内容

1. 企業基本法

(1) 会社法

① 企業の組織形態

会社は現代商取引における最重要な法律主体であり、その形態としては合名会社、有限会社、合資会社および株式会社の4つがある（公司法第2条第1項）。そのうち、合名会社、合資会社および有限会社においては社員の持分の譲渡は制限されるため、所有と経営が一致するという特色があり、家族企業や中小企業のニーズに適合する企業形態である。これに対して、株式会社は、資金調達がしやすい、株式の譲渡が自由である、所有と経営が分離されるなどの特色を持っており、大手企業または公開企業においてよく利用されている企業形態である。

台湾においては、所有と経営が分離していない商号企業（注3参照）が未だ相当数存在している⁸⁾。また、協同組合法に基づき組織された協同組合や、信用協同組合法に基づき組織された信用協同組合という事業形態もある。

台湾で広く見られる企業形態についてその内部組織と法的責任をまとめる

7) 公開発行公司董事・監査人股權成数及查核實施規則第2条。

8) 游啓璋「公司法之功能・問題與法律策略」『賴英照大法官六秩華誕祝賀論文集（初版）』3-4頁（2005年8月）。

表1 企業組織形態と責任

	個人企業	組合企業	有限会社	株式会社
	商業登記法	商業登記法	会社法	会社法
出資者（社員）の数	1人	2人以上	1人以上（公司法第2条第1項第2号）	2人以上または政府・法人株主の場合1人（公司法第2条第1項第4号）
出資者（社員）の責任	無限責任	無限責任	有限責任	有限責任
取締役	×	×	1人以上，3人以下	①非公開会社：3人以上 ②公開会社：5人以上
監査役	×	×	業務執行をしない社員の監査権（公司法第109条）	①非公開会社：1人以上 ②公開会社：2人以上
最低資本金	×	×	50万円 ⁹⁾ 以上	100万元以上

と、表1のとおりとなる。

②公開会社の基準

台湾の現行会社法においては、上場会社または上場申請中の会社は公開会社となるが、公開会社のすべてが上場会社または上場申請中の会社であるというわけではない。従来は資本金の多寡により公開会社か否かが決まったが、2001年11月12日の改正会社法は、この判断基準を撤廃し、株式会社の取締役会が証券および先物管理委員会に株式公開発行の届出を提出するかどうかを公開会社か否かの判断基準とした（公司法第156条第4項）。資本金の額は株式を発行すべきか否かの判断基準にしなければならない（公司法第161条の1第1項）。すなわち、台湾会社法の立法政策上、従来は株式の公開発行を強行法規として定めていたが、これを取締役会の決議事項に改め、任意法規に転換した¹⁰⁾また、株式公開発行の届出を提出した会社は、証券取引法における公開会社に関する関係規定が適用されることになる。

9) 本稿において、元は新台幣ドルを指す（訳者注）。

10) 王志誠「公司之種類及設立」月旦法学教室第20期68頁（2004年6月）。

注意すべきは、2007年1月4日に「力覇企業グループ」の企業不祥事が発覚したのを受け¹¹⁾、株式の公開発行を強制し、公開発行の基準を明定すべきであるという流れになっていることである。会社法改正案第156条第4項においては、記名株主が500人以上おり、かつ資本金3億台湾元以上の会社であれば、目的事業の主務官庁の裁定を得た会社を除き、証券の主務官庁に株式公開発行の届出を提出しなければならないこととされている。

③台湾におけるコーポレートガバナンス

台湾会社法における株式会社の運営・管理機構の設計にあたっては、旧日本商法（明治32〔1899〕年施行）のものが踏襲された。業務執行機関とその監督機関が分立され、取締役会は経営の意思決定と執行を担当し、株主総会が監査役を選任して、業務執行の監査を行わせる。2006年1月11日に公布・施行された改正証券取引法により、公開会社においては日本の旧商法特例法における委員会等設置会社の制度と似た制度および独立取締役制度が導入された。すなわち、公開会社においては、監査委員会と監査役のいずれを設置するかについて選択しなければならない（証券交易法第14条の4第1項）。監査役を設置する場合には、従来の機関構成をとることになるが、定款により独立取締役を置かなければならない。独立取締役の設置数については、会社の規模、株主の構成、業務性質およびその他の事情により、主務官庁が会社に対して、2人以上かつ全取締役の5分の1以上の独立取締役の設置を指導する（証券交易法第14条の2第1項）。これに対し、監査委員会の設置を選択した場合には、監査役が置かれない。監査委員会の委員は全員が独立取締役でなければならないの

11) 「力覇企業グループ」傘下の中国力覇株式会社および嘉新食品化学繊維株式会社は巨額の負債を抱えて欠損を出し、2006年12月26日に台北地方裁判所に会社再編の申し出を提出した。2007年1月4日に当該情報の開示により、「力覇企業グループ」傘下の中華商業銀行において取り付け騒ぎが起り、当該銀行は行政院金融監督管理委員会に接収管理された。また、検察機関の調査により、「力覇企業グループ」の企業ぐるみでの大規模的な違法行為の疑いが発覚した。「力覇企業グループ」の不祥事に関する検討については、王志誠「金融機構関係人交易之監控機制—従力覇企業集団事件談記」月旦法学教室第143期190-214頁（2007年4月）。

で、少なくとも3人以上の独立取締役が必要である。そのうちの1人が招集人であり、かつ、少なくとも1人は会計または財務に関する専門知識を有する者でなければならない（証券取引法第14条の4第2項）。

(2) 商業登記法

商業登記法の規制対象は、営利を目的とする個人事業と組合事業である（商業登記法第3条）。組合とは2人以上の当事者が出資して共同の事業を営む契約をいう（民法第667条第1項）。組合員全員が直接の利害関係者であり、共同事業の受益者でなければならない。配当を受けられる者が組合員の一部のみなら、共同事業とはいえない。組合は契約の一形態であるが、民法により団体性が認められている。例えば、民法第668条、第682条第2項、第673条、第687条、第692条および第694条等は、組合の団体性を表す規定である。組合は、「非法人団体」といわれ、個人と法人の間にある中間性団体である¹²⁾。組合の営む事業内容により、「非商業組合」と「商業組合」の2種類に大別される。前者は民法上の一般組合であり、後者は特殊組合に属する。一般組合は、当然に民法の規定が適用される。特殊組合は、当事者の契約のほか、商業登記法の関係規定が優先的に適用され、商業登記法に定めがない事項については、民法の定めるところによる。例えば、一般組合の成立には登記が不要であるが、商業組合の設立においては、組合員の氏名、住所または居所、出資の種類および金額および組合契約書の謄本を登記しなければならない（商業登記法第9条第1項）。また、一般組合の名称については特段の定めがないが、商業組合は名称を持たなければならない。そして、組合員の氏名を持って商業組合の名称にした場合において、当該組合員が脱退した後も当該名称を続用するときは、当該組合員の同意を得なければならない（商業登記法第27条）。

1937年6月28日に制定された商業登記法は、現在までに7回の改正を経て

12) 鄭玉波『民法債編各論（下）（16版）』641頁（三民書局，1995年4月）。

いる。2007年12月18日に、商業秩序の確保および規制緩和等行政改革の促進を目的として、商業登記法の改正案が国会を通過した。行政手続法との整合性を図るため、商業登記法における法律用語が改正された。主な改正内容としては、まず、経営範囲の自由化が挙げられる。すなわち、めまぐるしく変化する経済環境の中、経営の柔軟性や効率性を確保するために、営業自由の原則に基づき、主務官庁の許可を得なければならない業務（商業登記法第6条第1項参照）を除いて、法令により禁止または制限されていない業務については、自由化が図られた。次に、行政サービスの柔軟化が挙げられる。すなわち、商業発展を促進させるため行政手続簡素の原則が採用され、また、電子商取引の普及を見据えて、行政コストを削減するため、商業登記における諸事項に関する規範制定の権限を中央主務官庁に授けることになった（商業登記法第15条）。最後に、情報開示の強化がある。商業登記事項については、利用者の利便性を図るために、主務官庁は商業登記事項を開示し、また、インターネットなどに公開しなければならないという明文規定が置かれることになった（商業登記法第26条）。

2. 金融市場法

(1) 立法の現状

金融機関の主要な業務または取引システムを基準として、台湾の金融市場は、主に8つの市場に分けることができる。すなわち、預金・貸出市場、為替市場（手形・小切手などの決済）、資産管理市場、資本市場（証券市場）、共同基金市場、先物市場、保険市場と外国為替市場である。金融市場の秩序および投資者の利益を確保するため、各種の金融業法および関連法規が制定されている。これにより、金融機関の人事、財務および業務を規律し、金融機関の監督システムが確立されているほか、金融業務の監督管理に当たる主務官庁の業務分担が行われている。すなわち、行政院金融監督管理委員会および中央銀行が一般的な金融業務に対する監督管理を担当し、¹³⁾ 農業金融に対する監督管理に

表2 金融業務の関連法規

金融市場の類型	主要法規
預金・貸出市場	銀行法, 中央銀行法, 存款保険條例, 国際金融業務條例, 洗銭防制法, 動産擔保交易法, 農業金融法, 農會法, 漁會法
為替市場	票券金融管理法, 票據法
資産管理市場	信託業法, 信託法
資本市場	證券交易法, 證券投資信託及顧問法, 證券投資人及期貨交易人保護法
共同基金市場	證券投資信託及顧問法, 不動産證券化條例, 金融資産證券化條例
先物市場	期貨交易法, 證券投資人及期貨交易人保護法
保険市場	保険法, 簡易人壽保險法, 強制汽機車責任保險法
外国為替市場	外匯管理條例

表3 金融法システム

	法規の名称
金融組織法	金融控股公司法, 銀行法, 信託業法, 票券金融管理法, 證券交易法, 期貨交易法, 保險法, 證券投資信託及顧問法, 中國輸出入銀行條例, 郵政法, 農業金融法, 信用合作社法, 農會法, 漁會法
金融再編法	金融機構合併法, 金融控股公司法, 行政院金融重建基金設置及管理條例, 企業併購法
金融行政法	行政院金融監督管理委員會銀行局組織法, 行政院金融監督管理委員會證券期貨局組織法, 行政院金融監督管理委員會保險局組織法, 行政院金融監督管理委員會銀行局組織法, 農業金融法, 中央銀行法
金融取引法	信託法, 金融資産證券化條例, 不動産證券化條例, 都市更新條例, 国際金融業務條例, 洗銭防制法, 票據法, 動産擔保交易法, 外匯管理條例, 簡易人壽保險法, 強制汽機車責任保險法

については農業金融局が担当することになっている。金融市場を基準にして、主な金融法規を整理すると、表2のとおりとなる。

また、金融法システムにおける各金融法規の役割を基準にすると、表3で示したとおり、金融組織法、金融再編法、金融行政法および金融取引法の4つに分類することができる。

13) 王志誠『財富管理法規與職業道德』27頁（證券暨期貨市場發展基金会出版，2007年8月）。

(2) 金融監督管理の一元化——行政院金融監督管理委員会

2004年7月1日までは、台湾における金融システムの主な監督管理機関は、財務省と中央銀行であった。財務省は金融行政と金融業務の監督管理を担当した。具体的には、金融局が一般金融機関の管理を、保険司が保険業の管理を、そして證期会が証券先物の管理を担当することとなっていた。中央銀行は貨幣政策の実行のほかに、ある程度の金融業務の監督管理を担当した。また、農漁会信用部の管理については、農（漁）会会務または関係部門とのかかわりがある場合には、中央においては内政省、県（市）においては農林または建設部門と共同で行うこととなっていた。このように、金融行政の監督管理権限は財務省に集中していたが、金融機関の検査権限は財務省、中央銀行および中央預金保険会社にそれぞれに帰属した。業界ごとに主務官庁が異なり、「業界ごとに管理・検査」という金融監督管理モデルをとっていた。

2001年7月9日に金融持株会社法が公布され、金融持株会社の設立が解禁された¹⁴⁾。これを受けて業界間にまたがる金融グループが結成されたが、これにより、従来の「業界ごとに管理・検査」というモデルの限界が顕在化することとなった。そのため、2003年7月23日に公布、2004年7月1日に施行された行政院金融監督管理委員会組織法に従い、行政院金融監督管理委員会が設立された。これにより、財務省と中央銀行がそれぞれに有する金融業務の検査権限が統合され、金融検査の一元化が実現した。また、銀行・証券・保険等の金融業に関する政策策定および監督管理の権限が統合され、金融監督管理の一元化が実現した。

(3) 金融法規の一元化——金融サービス法草案

金融の監督管理が一元化された後、金融サービスに関する諸法規の役割を整

14) 現在では金融持株会社は15社ある。すなわち、国泰金控、兆豊金控、華南金控、第一金控、富邦金控、中国信託金控、新光金控、台新金控、永豊金控、玉山金控、元大金控、日盛金控（上場）、中華開發金控、国票金控、台湾金控である。

理し、1つの法律にまとめること、すなわち金融法規の統合の必要性が認識されることになった。注意しておきたいのは、台湾の金融サービス法草案の立法プロセスとして、段階的、漸進的、穏健な方策を立てていることである。現段階においては、各種の金融業法が廃止されたわけではなく、これまでの各種の金融業法の共通原則を整理し、法規範の欠缺を補完し、投資者保護を強化する法規を重点的に整備するという方策がとられているのである。

①資産管理業務に関する規範の明文化

顧客利益の確保、サービス水準の向上、リスク管理体制の整備のため、金融サービス法草案においては、銀行、保険、証券業に関する資産管理の現行の関係規定を統合し、金融サービス業における資産管理に関する具体的な法規範を明文化している（金融サービス法草案第16条）。

②金融革新の奨励と金融商品販売の規制

金融革新を奨励するため、金融商品の販売については、金融サービス業者が業務の範囲内において、法令により禁止されていない金融商品を取り扱うことができる。ただし、当該商品を販売した翌営業日に主務官庁に届出を提出することが要求されており、主務官庁に投資者保護のための適度な管理機能を付与している（金融サービス法草案第12条、第39条）。

③分別管理に関する法的根拠の付与

主務官庁は、金融サービス業の財務、業務および経営状況、また企業内部の統制体制および法令順守の状況を監査する。そして、金融商品の販売範囲および審査手続については、分別管理を行う（金融サービス法草案第11条）。

④金融派生商品を取り扱う業務

金融派生商品を取り扱う業務に関する法規範を明確にし、金融サービス業者が金融派生商品を取り扱う業務に法的根拠を与えるために、主務官庁に管理規則を制定することを委任する（金融サービス法草案第15条）。

⑤共同販売および業務提携

金融サービス業者間の共同販売や異なる業種間の業務提携等について、申請

手続、担当者の資格、情報設備や場所の管理等に関する明確な規定を設ける（金融服務法草案第 17 条，18 条）。

⑥産業と金融業との分離の原則の明文化

金融サービス業者が本業との関連性がない事業に投資した場合に、業者が本業に専念するよう、また利益相反を回避するよう、金融サービス業の経営者が本業ではない事業の経営に携わらない旨を定める規定が設けられる。また、非金融サービス業者が金融サービス業に投資した場合には、公平さを維持し、利益相反を回避し、さらに金融サービス業を損なわないよう、主務官庁および関係官庁が定める金融サービス業の経営者の資格要件を満たさなければ、非金融サービス業者の経営者が当該金融サービス業の経営者になれない旨が定められる（金融服務法草案第 14 条）。

⑦金融サービス業務に携わる者の資格証書の有効期間

金融サービス業務に携わる者の実務水準および法令に関する知識を向上させるため、資格試験に合格した後連続 5 年間実務に携わらなかった者は、主務官庁が認可した訓練機関で訓練を受け、訓練時間数が主務官庁の基準に充たし、かつ試験に合格して、初めて登録することができる（金融服務法草案第 23 条）。

⑧行政和解金の創設

主務官庁は、法令に基づき、行政和解契約の条件として行政和解金を求めることができる。特定財団法人または公益団体は、当該行政和解金を基金として、被害を受けた投資者またはその他の公益のために用いる（金融服務法草案第 27 条）。

⑨自己申告者に対する処罰の軽減措置

業者の自己監督機能を発揮させ、金融検査の行政コストを軽減するために、自ら主務官庁に不正行為を申告した者については、処罰を軽減することができるという明文規定を設けている（金融服務法草案第 43 条）。

⑩金融サービス業者の説明義務の明文化

金融サービス業者は、金融商品の販売に当たって、元本割れの恐れがある投

資者（専門的な投資機関を除く）に対し、重要事項に関する説明義務を負う。投資者保護のため、説明義務に違反した金融サービス業者は、投資者に対して無過失責任を負う。また、金融サービス業者でなくても、実質的に金融商品の販売に携わる者に対しても、当該義務が課される（金融服務法草案第5条、第32条、第33条、第34条、第38条）。

（4） 金融市場法の立法原則

①金融の自由化と健全性の確保

台湾の金融市場法においては、もっぱら健全経営規制（prudential regulation）が採用されている。金融業の設立、管理および監督に対する厳格な金融統制システムである。しかし、近年、金融のグローバル化と自由化の流れで、アメリカ法を参照して、規制緩和策が打ち出されている。例えば、金融持株会社の解禁、金融機関の業務範囲の拡大（他業界への参入、共同販売、提携等）、第2次金融改革を推進し、金融機関の再編を促進する等の具体策が実施されている。また、金融市場の健全性を確保するため、内部統制システムおよびコンプライアンスの強化のほか、刑事罰および行政罰の強化が行われている。

②投資家保護の強化

金融機関が投資者より優位に立つことに鑑み、金融機関と投資者との不平等な地位を是正するために、消費者または投資者の保護を強化することが台湾の金融法規の立法政策となっている。例えば、2000年11月1日に公布された改正銀行法は、第12条の1において、銀行が一般消費者に対し自家用住宅ローンおよび金銭消費貸借を行う際には、消費者に連帯保証人を求めることを制限している¹⁵⁾ また、金融持株会社法第42条は、金融機関の顧客情報に対する守秘義務を定めている¹⁶⁾

その他、証券投資および先物取引の顧客を保護し、証券市場および先物市場の健全性を確保するため、2002年7月17日に証券投資者および先物取引者保護法が制定・公布された。行政院は2002年10月31日に同法を2003年1月1

日に施行することとした。同法の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 投資者保護機構の設置

証券投資者および先物取引者保護法第8条第1項は、投資者保護機構の組織、設立、管理監督事項の範囲等はこの法律の規定に従うと定めている。目下のところ、主務官庁は、同法第7条第1項に従い、証券取引所、先物取引所、財団法人中華民国証券店頭取引センター、証券集中保管事業、証券商業同業組合、証券投資信託・顧問商業同業組合、先物商業同業組合、各証券金融事業およびその他主務官庁の指定した証券および先物市場の関係機構または事業等の機関を指名して、それらの機関の寄附により投資者保護機構、すなわち、「財団法人証券投資人および先物取引者保護センター」を設立している。投資者保護機構は、同法に基づき、公正調停機構、集団訴訟または集団仲裁の原告、準行政機関という3つの役割を演じる。

(イ) 投資者保護基金の設置

投資者保護機構は、投資者保護のため、投資者保護基金を創設しなければならない（証券投資人及期貨交易人保護法第18条第1項前段）。投資者保護基金の設立寄附金額は10億3,100万元である。証券投資者および先物取引者の権利を保障するため、投資者保護基金の資金の維持に当たり、継続して資金の補充をしなければならない。

(ウ) 調停制度

-
- 15) 銀行法第12条の1「①銀行が自家用住宅ローンおよび金銭消費貸借を行う場合に、前条に定める十分な担保を収めたときは、いかなる理由をもっても借主に連帯保証人を求めることができない。②銀行が与信にあたって保証契約を結ぶ場合には、前項の規定を除くほか、一定の金額を限度にしなければならない。③求償する場合には、まず借主に求償しなければならない。ただし、不足部分がある場合に限り連帯保証人に求償することができる。ただし、執行名義を取得した者または保全手続をした者はこの限りではない。」
- 16) 金融持株会社法第42条「①金融持株会社およびその子会社は、顧客の個人情報、取引情報およびその他の関係情報について、他の法律または主務官庁が別に規制する場合を除き、守秘義務を負う。②主務官庁は金融持株会社およびその子会社に対し、前項における守秘義務について、書面により守秘規則を定め、公告、インターネットまたは主務官庁が指定した方式により、守秘規則の重要事項を開示することを命令することができる。」

証券投資者または先物取引者は、有価証券の募集、発行、売買または先物取引およびその他の関係事項について、発行人、証券商、証券サービス事業、先物業、取引所、店頭取引センター、決済機構またはその他利害関係者と民事紛争が起る場合には、投資者保護機構に調停を申し立てることができる（証券投資人及期貨取引人保護法第22条第1項）。

(エ) 集団訴訟制度および集団仲裁制度

証券市場および先物市場においては、証券投資者および先物取引者が経済的弱者の地位に置かれている。ある事実によって複数の被害が生じた場合において、挙証の困難さ、情報の格差、煩雑な訴訟手続および諸費用等のコストを考えて、追及をあきらめて、泣き寝入りする被害者が多い。そのため、集団訴訟制度および集団仲裁制度が導入された（証券投資人及期貨取引人保護法第28条～第36条）。

3. 企業再編法

(1) 企業再編法

従来、企業の組織再編に関しては、会社法その他の様々な個別法規の中で規定されていたが、2002年2月6日に、企業再編法という名前の法律が公布された。企業再編法は、企業の組織再編の柔軟化を実現するため、企業合併、包括承継、事業譲渡、株式交換および会社分割等、様々な企業再編の類型を規定する（企業併購法第18条～第33条）だけでなく、国境を越える企業再編を認め（企業併購法第21条、第27条第4項、第28条第2項、第30条第3項、第33条第3項）、また、租税の優遇や連結納税等の奨励制度を設けている（企業併購法第34条～第43条）。企業再編法は、会社法における会社合併、会社分割および事業譲渡に関する規定に取って代わり、台湾における企業再編に関する主たる法律になっている¹⁷⁾。その立法目的はもっぱら、企業組織再編の利便

17) 王志誠『企業組織再造法制』3頁（元照出版社，2005年11月）。

性を確保し、企業経営の効率化を促進して、台湾の経済を振興しようという経済政策にある（企業併購法第1条）。しかし、会社法、証券取引法、独占禁止法、産業革新促進条例、労働基準法、大量解雇労働者保護法、金融持株会社法、銀行法あるいは金融機構合併法等の関係法律における政策目標にも目を配らなければならない。それは企業の健全性の確保である。企業再編法制度は、ステークホルダーの利害関係にも配慮し、企業経営の効率性と健全性の調和の上に成り立っている法律なのである¹⁸⁾。

(2) 金融機構合併法

企業再編法が施行される以前は、台湾における企業再編法制度は、会社法、証券取引法、独占禁止法、労働基準法等の具体的な関係法律の中の関連規定によって構成されていたが、特に、2000年11月1日の銀行法改正および2000年12月13日の金融機構合併法制定により、台湾特有の金融機構の再編制度が創設されていた。その立法目的は、金融安定の維持および金融統制の解除である。具体的には、異なる分野の金融機構間の再編の規制緩和（金融機構合併法第11条、第12条、第14条、第18条）、問題がある金融機構の再編の促進（金融機構合併法第13条、第14条、第18条）、金融機構再編手続の簡素化（金融機構合併法第8条、第9条、第10条、第18条）、金融機構再編の租税、登記費用および財務諸費用の減免等の特別措置（金融機構合併法第17条、第18条）、等が挙げられる。この金融機構合併法は、アメリカ合衆国における1966年の「銀行合併法」(Bank Merger Act of 1966)¹⁹⁾に倣い、金融機構の再編を対象とする個別立法の形式を採っているが、その本質においては、会社法および企業再編法を中心とする企業再編法制度の中で、金融機構再編の特殊性に着目し、金融機構の経営を立て直すため、金融機構の再編にインセンティブを提供するものにすぎない。したがって、金融機構合併法に定めがない事項について

18) 王志誠・前掲（注17）14頁。

19) Pub. L. No. 89-356, 80 Stat. 7 (1966) (codified at 12U. S. C. § 1828 [2004]).

は企業再編法、会社法または信用合作法に従うこととされている（金融機構合併法第2条第4項）。

なお、2001年7月9日に公布された金融持株会社法において、金融持株会社の再編に関する特別な規定が設けられている。

4. 経済法・消費者保護法

(1) 独占禁止法と公営事業民営化条例

第2次世界大戦後、ケインズ主義が経済理論の主流になった。各国の政府は福祉国家の体制を敷き、国家が経済および社会の発展においてより積極的な役割を果たすべきと考えて、立法により市場に関与するのみでなく、公営事業を設立し、国家政策の直接執行および市場調節を行った²⁰⁾台湾も、政府の経済政策の推進および公共サービスの拡大のために、早い時期に多くの公営事業を設立した。その中で、一部の公営事業は法律による独占または経営規模による独占を果たしている状態にあり、独占利益を得て、公正かつ自由な競争および一般消費者の利益に多大な悪影響を与えた。他方で、一部の公営事業では民間企業との競争で業績を悪化させ、国家財政の大きな負担になっていた²¹⁾1980年代に入ると、ケインズ主義に取って代わり、新自由主義が登場した。自由化の波が多くを国を席卷した。公営事業の育成により経済を発展させようとしていた国々は、経済構造を調整し、経済成長を維持するために、公営事業の民営化および規制緩和という経済政策に転換した²²⁾台湾においても、1980年代から、特に1987年に戒厳令が解除された後から、自由主義の思想を受け入れ、改革開放の経済政策が本格的に確立することとなった。いわゆる経済の自由化は、民間企業の活動範囲の拡大および企業の自由な決定の尊重を指している

20) 徐筱菁「民営化之法律概念」公営事業評論第1巻第4期121頁（1999年11月）。

21) 王志誠「公営事業民営化之台湾経験－思潮發展與法制因應」月旦民商法雜誌第5期5頁（2004年9月）。

22) See, e.g. Louis De Alessi, Property Rights and Privatization, in Steve H. Hanke(ed.), PROSPECTS FOR PRIVATIZATION 24 (Academy of Political Science, 1987)

が、実質的には民営化と規制緩和という2つの政策が内包されている²³⁾ 民営化と規制緩和を巡る政策の優先順位については、各国の経済情勢によって様ではないが、経済の自由化を実現するためには、公営事業の民営化とともに、規制緩和の重要性を忘れてはならない。1988年から台湾の公営事業の民営化が本格的に推進され、関連法規の整備がなされた。一方では、自由競争ができる環境を整えるため、1991年2月4日に独占禁止法が制定され、主に私的独占、結合、協定等の方法による競争を不当に制限する行為を規制し、競争政策を確立した。また、規制緩和を巡る一連の法改正がなされた²⁴⁾ 他方では、公営企業の民営化が政府の施政方針に盛り込まれ、1991年6月19日に公営事業民営化条例が改正された。

(2) 消費者保護法

台湾では、1994年4月に、消費者保護法が制定された。この法律は、消費者の利益の擁護を図り、国民生活の安全と質の向上に寄与することを目的としている。「消費者」とは、単なる消費のために、商品の取引、使用またはサービスを受ける者をいう（消費者保護法第2条第1項）。「消費」とは、生活の目的を達成するため、生産に使われない最終消費の行為で、およそ生存、便利または快適な生活を求め、衣食住や交通手段、娯楽等あらゆる面で人間の欲望を満足する行為をいう²⁵⁾ 法律の内容としては、商品製造者責任（消費者保護法第7条～第10条の1）、約款（消費者保護法第11条～第17条）、特定商取引（消費者保護法第18条～第21条）、情報開示（消費者保護法第22条～第26条）、

23) 蘇永欽『跨越自治與管制』4頁（五南圖書出版公司、1999年1月）。

24) 最も注目されたのは、行政院公正取引委員会が1984年初頭に結成した「461専管グループ」であった。当該グループは「独占禁止法第46条第1項の除外適用に関する検討協調実施計画」の推進担当であって、215種の法規、計314カ条を検討し、財政部、經濟部、交通部、内政部、教育部、新聞局、衛生署、農委會等のそれぞれの関係官庁と意見を交わせ、如何に法改正をすべきかについては検討した。「461専管」の詳細については、行政院公平交易委員会『行政院公平交易委員会三年施政成果工作報告』45-46頁（1995年1月）を参照。

25) 行政院消費者保護委員会民国84年4月6日（84）台消保法字第00351号函。

消費者保護団体（消費者保護法第27条～第32条）、行政監督（消費者保護法第33条～第42条）および紛争処理（消費者保護法第43条～第55条）が挙げられる。なお、紛争処理には、不服申立て、調停および訴訟が含まれている。

5. 企業発展法

(1) 投資奨励条例の時期（1960年9月～1991年1月）

台湾では、1960年9月に投資奨励条例が制定された。経済の活性化を図るため、租税の減免や政府開発基金の設置等の施策が盛り込まれた。

1983年に、創業投資事業、すなわちベンチャー・キャピタル（venture capital）の概念が台湾に導入され、1984年に初めてのベンチャー・キャピタル会社が設立され、台湾の産業発展の促進に重要な役割を果たした。行政院は、1983年11月24日に創業投資事業管理規則²⁶⁾を制定し、ベンチャー・キャピタルの企業形態としては株式会社でなければならないという強行規定を設けた。その後、1984年12月30日の改正投資奨励条例は、引き続きベンチャー・キャピタルを租税の優遇対象として、その設立の申請については、財政部が創業投資事業管理規則に基づき受理することとした。当時、ベンチャー・キャピタルの設立については、厳格な管理体制がとられていた。ベンチャー・キャピタルは特許を事業内容としなければならず、財政部に特許出願して始めて設立することができた。財政部は、創業投資事業管理規則をベンチャー・キャピタルを管理する法令としたが、実際には、投資奨励条例において創業投資事業管理規則の制定についての明確な委任規定が設けられていなかった。

(2) 産業進級促進条例の時期（1991年2月～）

1991年1月30日に投資奨励条例の施行期限が満了することを受けて、産業進級促進条例が1990年12月29日に公布された。産業進級促進条例は、企業

26) なお、2001年6月4日に廃止されている。

革新を促進するために、以下の優遇措置を設けた。①租税の減免（産業進級促進条例第5条～第20条の1）、②開発基金による投資、融資および技術の導入（産業進級促進条例第5条～第21条）、③技術更新への助言（産業進級促進条例第22条、第22条の1）、④工業区の設置（産業進級促進条例第23条～第69条）、⑤創業投資（産業進級促進条例第70条）、⑥一定の規模に達して、かつ大きな経済効果と利益を台湾にもたらす企業の運営本部の設置の奨励（産業進級促進条例第70条の1～第70条の2）等である。

1999年12月31日に産業進級促進条例が改正され、第70条第2項の委任により、行政院は、創業投資事業管理規則に代えて、創業投資事業範囲および指導規則を制定した。この規則は、ベンチャー・キャピタルの設立を自由化する一方で、ベンチャー・キャピタルに対する税制の優遇制度を廃止した。税制面の優遇政策から、主務官庁による指導協力の政策に転換したのである。政府は、創業投資事業範囲および指導規則の関係規定に合致するベンチャー・キャピタルのために、以下の資金の獲得については、主務官庁が推薦書の作成、また事業目的ごとの主務官庁との調整を行い、協力することとされている。①行政院開発基金、②銀行業、③保険業、④証券業、⑤金融持株会社、⑥各公営、民営年金基金または保険基金、⑦資本市場がそれである。

2001年5月23日に公布された創業投資事業範囲および指導規則においては、指導協力の対象が「会社」という組織形態のすべてに拡大されたが（同規則第3条）、実際には、台湾のベンチャー・キャピタルはまだ「株式会社」という組織形態をとっていることに留意すべきである。

(3) 中小企業発展条例

台湾の中小企業は柔軟性があり、経済情勢の変化に対する適応能力が高く、台湾の経済奇跡と呼ばれる台湾経済の高度成長に寄与した。1991年2月4日に台湾の中小企業発展条例が公布された。また、1997年7月21日に憲法改正が行われた。いわゆる中小企業保護条項が憲法第10条第3項として増設され

て、中小企業を振興することが政府側の義務として憲法において明文化されたのである。

中小企業発展条例においては、主に以下の施策が講じられた。①中小企業発展基金を設置し（中小企業発展条例第9条）、金融機構または信用保証機関が通常条件で融資の供与または保証をしてくれない場合に限って、中小企業の予定資金に対する支援のほか、金融機構を通じて、中小企業の特別案件、緊急案件および企業再編に関する融資および保証を行うこと、また、中小企業開発会社に投資し、または中小企業開発会社、金融機構および許可された投資機構を通じて中小企業に投資すること、②中小企業に対する直接融資および融資の保証を行い（中小企業発展条例第13条～23条）、中小企業信用保証基金を設置すること、③中小企業コンサルティング・センターを設置すること、または民間の中小企業コンサルティング・センターの設置を協力指導すること、さらに、公営または民営の関係機構と協力して、中小企業に対して協力指導すること（中小企業発展条例第24条）、④租税を減免すること（中小企業発展条例第33条～36条の1）、⑤各級の政府および公営事業が行う商品の仕入れまたは公共工事の発注については、中小企業が受注する機会を確保すること（中小企業発展条例第37条）。

6. 外資法

(1) 外国人投資条例

①投資の方式および種類

台湾においては、1954年7月14日に、外国人投資条例が制定された。これは、外国人の台湾における投資の保障と制限およびその手続等を規範化するためである。

投資方式については、次のとおり定められている。すなわち、①台湾会社の株式または持分を持つこと、②台湾において支社、完全子会社または合弁事業を設けること、③前2項所定の投資事業に1年間以上の融資を与えることであ

る（外国人投資条例第4条）。

投資種類については、①現金、②機械設備または原材料、③特許権、商標権、著作権、専門技術その他の知的財産権、④その他主務官庁が許可したものである（外国人投資条例第6条）。

②制限規定

外国人の台湾における投資項目については、原則として自由とされているが、国家安全、公序良俗、国民の健康に悪影響をもたらす事業、および法律で外資投資を禁ずる事業については投資が禁じられている。外国投資者が法律または命令により外資投資を制限する事業に投資しようとする場合には、当該事業の主務官庁の許可または同意を得なければならない（外国人投資条例第7条第1項、第2項）。

注意すべきは、投資者または投資対象事業は行政院の特別許可を得れば、以下の規定にかかる制限を受けなくて済むことである。①鉱業法第5条第1項、第3項但書、第8条第1項における台湾人民に関する規定および第43条第2項、②土地法第17条第7項、③船舶法第2条第3項および第4項（ただし、河川運送および沿海運送の経営、共同出資に適しない事業に対して、依然として制限を受ける）、④民用航空法第10条第1項第3号および第45条第1項（外国人投資条例第16条）。

また、外国人が台湾で土地に関する権利を取得できるのは、平等互恵の原則に基づき、条約または当該国の法律により、台湾人民が当該国に同様な権利を取得しうる場合に限られる（土地法第18条）ということにも注意すべきである。外国人が自家用、投資または公益の目的のために、次に列挙する土地を使用または取得する場合には、その土地の面積および所在地について、所在の直轄市または県（市）政府が法律に基づき制定した地方条例の制限を受ける。①住宅、②営業場所、執務する場所、商店および工場、③教会、④病院、⑤外国人学校、⑥大使（領事）館および公益団体、⑦墓地、⑧国内の重点建設項目、経済全体または農牧経営に有益な投資、かつ当該事業に関する中央官庁の許可

が得られた土地（外国人投資条例第19条）。

③事前許可制

外国人の台湾における投資については、主務官庁に投資申請書、投資計画書および関係証明書を提出しなければならない。投資計画書を変更する際も同様である（外国人投資条例第8条第1項）。主務官庁は、申請手続完了後1ヵ月以内に投資案件について裁定しなければならないが、その他の関係官庁との調整が必要な場合には、2ヶ月以内に裁定しなければならない（外国人投資条例第8条第3項）。

④投資保護

投資者の出資額が投資事業の資本総額の45%以上を占め、開業20年間においてその45%以上の出資率を維持してきた場合は、当該事業については、徴用または買上げが行われない（外国人投資条例第14条）。投資者の出資額が投資事業の資本総額の45%に達していない場合においても、政府が国防のために当該事業の徴用または買上げをする際には、合理的な補償をしなければならない（外国人投資条例第13条）。また、外資企業の権利義務については、法律に別段の定めがある場合を除き、台湾人民が経営している事業と同様である（外国人投資条例第17条）。

(2) 華僑帰国投資条例

華僑帰国投資条例の内容は、外国人投資条例のそれとほとんど同じであるが、外国人に対して禁止または制限される投資項目のうち、華僑に対しても禁止または制限されるものはごく僅かしかないという差異がある。

(3) 華僑および外国人投資条例（草案）

行政院は、2007年10月17日に、第3062回会議において「華僑および外国人投資条例（草案）」を採択した。当該草案は、半世紀にわたって施行されてきた華僑帰国投資条例と外国人投資条例を1つに統合しようとするものであ

り、台湾における投資インセンティブを高めるとともに、規制緩和を通じて外国人による投資を誘致するという目的がある。当該草案は、華僑および外国人の投資を誘致するため、投資促進政策の企画、作成、調整および執行の義務やクレームの受付等の義務を主務官庁が負うことを明文化した。また、行政手続を大幅に簡素化して、事前許可制から事後届出制に変更した。関係規定に従っており、禁止または制限規定に触れない投資案件については、事前許可が不要となり、投資実行後3ヶ月以内に主務官庁に届出を提出することのみで済む。当該草案は、華僑および外国人による投資に関する現行の制限規定を削除し、各事業の主務官庁の省令により規制するという方法に戻している。ただし、国家安全、公序良俗、国民の健康に悪影響をもたらす事業については、依然として禁止されている。

7. 大陸投資法

(1) 台湾地区と大陸地区の人民関係条例

台湾企業の中国大陸における投資については、当面の原則としては許可制で、例外的に届出制が採用されている。すなわち、台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構は、台湾行政院経済部の許可を受ければ、大陸地区において投資または技術合作をすることができる。その投資または技術合作による産出物または経営項目については、国家安全および産業発展を考慮して、禁止類と一般類に区別されている。具体的な項目明細および審査基準については、経済部が関係官庁と協議の上で作成し、公表することとなっている。ただし、一定の金額以下の投資については、届出制となり、その限度額は経済部の命令を持って公表される（台湾地区與大陸地区人民関係条例第35条第1項）。一定の金額とは、20万米ドル（またはこれに相当する新台幣ドルまたはその他の外貨）を指す²⁷⁾

27) 經濟部民国93年3月1日經審字第09304602290号令。

財政部（現在では行政院金融監督管理委員会の所管になった）の許可を受ければ、台湾地区の金融保険証券先物機構および台湾地区以外の国家または地域に設立されている支部は、大陸地区の個人、法人、団体、その他の機構または大陸地区以外の国家または地域に設立されている支社と直接に業務を行うことができる（台湾地区與大陸地区人民關係条例第36条第1項）。台湾地区の金融保険証券先物機構が大陸地区で支社を設立するについては、財政部の許可を得なければならない。その投資事項については、台湾地区大陸地区人民關係条例第35条の規定に従う（台湾地区與大陸地区人民關係条例第36条第2項）。

（2）大陸地区における投資または技術合作に関する審査原則

大陸地区における投資または技術合作による産出物または経営項目については、主に禁止類と一般類に大別されている。禁止類とは、国際条約、国防、国家安全、重要なインフラ建設および産業発展を考慮して、大陸地区への投資が禁止されている産出物または経営項目である。一般類とは、禁止類には属さない産出物または経営項目をいう（大陸地区從事投資或技術合作審査原則第2条第1項）。この分類にあたっては、次のような原則がみられる。まず、台湾の企業競争力を強化させるものや、企業のグローバルな管理能力の涵養を促進できるものについては、積極的に開放すべきである。次に、台湾においては斜陽産業となっており、大陸地区に活路を求めべきものについては、制限しない。最後に、大陸地区への投資により中核技術の移転または流失の恐れがある場合においては、慎重に審査しなければならない（大陸地区從事投資或技術合作審査原則第2条第2項）。

投資者は、大陸地区への累積投資金額が主務官庁の定める制限金額または制限比率の上限を超えてはならない。具体的な内容は、表4のとおりである。ただし、大陸地区への投資による利潤を再投資する場合、または、台湾地区大陸地区人民關係条例第35条第1項但書にしたがい届出を提出し、かつ異常な投資金額ではない場合には、累積投資金額にカウントされない。また、投資者

表 4

類 別	純資産	大陸地区での累積投資金額または比例の上限
個人および中小企業	——	8,000万元
資本金が8,000 万元を超える企業	50億元以下	純資産の40%または8,000万元
	50億元を超え、100億元以下	50億元までは40%に適用 50億元を超える部分については30%に適用
	100億元を超える	50億元までは40%に適用 50億元以上、100億元以下の部分は30%に適用 100億元を超える部分については20%に適用

は、大陸地区の投資事業の資本金または利潤を台湾地区に送金した場合には、累積投資金額から送金された金額を控除することができる（大陸地区従事投資或技術合作審査原則第3条）。

主務官庁は、一般類について大陸地区で投資または技術合作をする旨の届出または申請があった場合、累積投資金額の多寡等に応じて、以下の方式で処理する。①累積投資金額が20万米ドル以下の場合には届出案件となり、申告者の提出書類に不備がなければ、主務官庁は証明書を交付しなければならない。②累積投資金額が2,000万米ドル以下の案件については、簡易審査方式で取り扱われる。主務官庁は、投資者の財務状況、技術移転がもたらす影響および労働法令の順守状況その他の諸要素を審査し、書面で各関係官庁と協議の上で決める。多額の投資を分散させて少額投資に見せかけている恐れがある場合または特に必要と認める場合においては、經濟部投資審義委員会に上申するか、次の特別審査案件に改めなければならない。投資者が不備なく申請書類を提出した1ヵ月以内に主務官庁が判断を示さない場合には、当該申請が許可されたものとみなされ、主務官庁は証明書を交付しなければならない。③大陸地区における投資案件の累積投資金額が2,000万米ドルを超える場合には、特別審査案件となり、主務官庁は書面で各関係官庁と協議の上で、經濟部投資審義委員会委員会議に上申する。④重大な投資案件については、特別審査案件の手にしたが主務官庁が書面で各関係官庁との協議を行うほか、関係官庁のトップにより構成される審査および監督グループにおいて、政策面での審査がなされる

必要がある。その際には、当該投資案件が経済全体および関連産業にもたらす影響およびその他の重要な政策事項について審査される。また、投資者から、財務企画、技術移転、設備輸出、国内投資および親会社に対する配当、企業のグローバル分布、雇用状況等の事項に関する承諾を得て、当該投資案件による国内経済の促進を確保する。重大な投資案件とは、次のいずれかに該当するものである。①台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構が申請した大陸地区への投資金額が1億米ドル以上の案件（投資計画規模が当該基準に達するものも同様とされる）、②台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構による大陸地区における累積投資金額が2億米ドル以上で、かつ単独増資金額が6,000万米ドル以上の案件、③主務官庁が公表した中核技術に関わる産業分野に触れている案件（大陸地区従事投資或技術合作審査原則第4条）。

（3）大陸地区における投資または技術合作の許可規則

①大陸地区における投資の定義

大陸地区における投資とは、台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構が大陸地区において行う、次のいずれかの行為である。（ア）会社または事業を設立すること、（イ）現地で所有する会社または事業に増資すること、（ウ）現地ของบริษัทまたは事業の株式（持分）を取得すること（ただし、上場会社の株式の取得は含まれない）、（エ）支社または事業の設置または拡大すること（大陸地区従事投資或技術合作許可規則第4条第1項）。台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構が直接または間接に第三の地域の会社に投資し、当該会社の経営を支配している場合において、当該会社が上に挙げた（ア）から（エ）までのいずれかの行為を行うときも、大陸地区における投資に該当する（大陸地区従事投資或技術合作許可規則第4条第2項）。また、証券投資信託に関連する企業、大陸地区で発行している有価証券に投資する場合については、その主務官庁が別に規定することになっている（大陸地区従事投資或技術合作許可規則第4条第3項）。

台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構が大陸地区において出資できるのは、以下の類型のものに限られる。(ア)現金、(イ)機械設備、部品、(ウ)原材料、半製品または製品、(エ)専門技術、特許権、商標権または著作権、(オ)その他主務官庁が許可した財産（大陸地区従事投資或技術合作許可規則第6条）。

②大陸地区における技術合作の定義

大陸地区における技術合作とは、台湾地区の個人、法人、団体またはその他の機構が、専門技術、特許権、商標権または著作権を持って、大陸地区の個人、法人、団体またはその他の機構と合作することをいう（大陸地区従事投資或技術合作許可規則第5条）。

IV 台湾企業法制度の展望

近年、経済のグローバル化および中国大陸市場の勃興により、台湾企業が激しい競争に晒されている。ただ、政治的な要因もあり、政府当局は長期的な経済政策を立てられず、企業法制度に関する全面的な整備が行われていないが、断片的な立法作業がなされている。主なものとしては、以下のとおりである。

1. 融資会社法草案

近時、融資会社の設立を自由化するため、「融資会社法」の立法作業が進められている。主な内容は次のとおりである。すなわち、融資会社の業務範囲を明文化すること、個人に対する融資の利率は年20%を超えてはならないこと、法人に対する融資の利率は年30%を超えてはならないこと、その他融資の性質のあるリース、割賦販売、債権買取を業としている企業は融資会社に組織変更しなければならないこと、また、消費者保護のため、融資会社が個人に対する債権の譲渡および取立行為に対して制限を設けることなどである。

2. 有限責任事業組合法草案

先進国では企業形態の多様化が認められており、投資者の選択肢を広げて、自己の経営方針に適う企業組織形態を柔軟的に選択することができるようになってきている。現在、台湾の企業組織形態は、概ね法人格のある会社と法人格のない個人事業および組合事業に分けられる。組合事業は、法人格を持っていないため、経営に不便をもたらして、間接的に競争力が落ちることとなる。また、組合員が無限連帯責任を負うので、経営に参加していない組合員も大きなリスクを負わされることになり、投資者が組合事業を敬遠する要因になっている。経営に参加する投資者と経営には関与しない単なる出資者のニーズ、および投資者と経営者の異なる責任を考慮して、法人格のある有限責任事業組合という組織形態が創設される予定である。この有限責任事業組合は、1人以上の無限責任組合員と1人以上の有限責任組合員により構成される。無限責任組合員は有限責任事業組合の債務に対して無限連帯責任を負う。有限責任組合員は出資額の限度で、有限責任事業組合に対する責任を負う。法人が無限責任組合員である場合には、当該法人は当該組合員の職務を行うべき者を選任しなければならない。当該法人は、自ら選任した当該組合の職務を行うべき者の代表権を制限しても、これをもって善意の第三者に対抗することができない（有限合夥法草案第5条）。